平成２６年（フ）第６７号
富山県小矢部市中央町２番１号
債務者　砂土居正枝
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１０６号
富山県射水市中太閤山６丁目58番地
債務者　小田原二郎
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１０９号
富山県氷見市中央町９番29号
債務者　小野　寿美
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１１０号
富山県高岡市下麻生伸町859番地135
債務者　車　富美夫
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２７４号
山梨県韮崎市藤井町北下條1361番地　アヴァンス10号棟、前住所山梨県北杜市須玉町若神子728番地１　マンションコスモ202
債務者　宮川　　学
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７８号
山梨県甲府市貢川本町18番６号　ハイツ中澤Ⅱ203
債務者　牧野　武綱
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４３２号
兵庫県加古川市平岡町土山421番地の25　土山住宅２―401号
債務者　納庄　恭平
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４４０号
兵庫県加古川市加古川町稲屋314番地の14
債務者　中原　月美
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２３３号
奈良県葛城市平岡528　特別養護老人ホームウォームヴィラ新庄園、住民票上の住所奈良県葛城市長尾474番地
債務者　吉川よし江
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２４１号
奈良県大和高田市東中２丁目10番２号　サニーコート302号
債務者　白川　優子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第７７１号
広島市中区吉島新町２丁目29番６―101号
債務者　山中久留実
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８０９号
広島市安佐南区長束５丁目11番10号　池田アパート１号
債務者　笹長　清志
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５１号
山口県下関市彦島江の浦町３丁目１番21―Ａ３号
債務者　末廣　将也
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
福岡県久留米市国分町1594番地１　レジデンス国分ⅡＡ棟102号、前住所福岡県久留米市東町４番地８　ライオンズマンションサンフラワー1001号
債務者　古賀　君子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２０９号
福岡県小郡市小郡691番地14
債務者　石垣　眞理
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２１７号
福岡県久留米市荘島町16番地２　サンヒルズ荘島101号
債務者　櫻木　昭彦
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部